

関東支部 コンプラ勉強会

<同一労働同一賃金で講演>

同一労働同一賃金で講演

水コン協関東支部
コンプラ勉強会

全国上下水道コンサルタント協会関東支部（菅伸彦支部長）はこのほど、都内で令和元年度コンプライアンス勉強会を開催。同一労働同一賃金を巡る動向で講演した。

冒頭あいさつで、同支部倫理委員会の寺山寛委員長は「人材確保の一方策として短期間・有期雇用社員、派遣社員などを雇用し対応している状況だが、その待遇について働き方改革関連法を交え、学んでほしい」と主旨を説明した。

続いて、TOMA社会保険労務士法人代表社員である麻生武信氏が「働き方改革が求められる時

代し今、どのように同一労働同一賃金に取り組むか」と題し、大企業では来年、中小企業では再来年施行の働き方関連法のうち、「雇用形態にかかわらずに公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）」に焦点を当て講演。

同一労働同一賃金については、現行法（労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法）で定められていた内容が、法改正により「パート・有期雇用法」「労働者派遣法」に規定され、内容・責任・義務が具体化・強化されることなどを解説。

一方、現行法での同一労働同一賃金を巡る判例（手当の有無の解釈）を挙げ、ケースに応じ司法判断は異なるなど、十分確立していない実情なども紹介した。